

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用のことで、たとえ離婚して親権者でなくなった親であっても、子どもの健やかな成長のために養育費を支払う義務があります。

養育費を確保するためには、口約束ではなく、公正証書や調停調書などの公的な文書で取り決めをしておくことが大切です。それでもなお養育費が確保できない場合は、保証会社と養育費保証の契約をして養育費を確保することもできます。

ひとり親家庭の養育費の確保 を支援します

対象者 長崎市にお住まいで、養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養しているひとり親のかた

**補助
内容**

- ① 公正証書等作成支援
養育費に関して、公正証書等を作成する際に要する費用を補助
- ② 養育費保証契約締結支援
保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する初回の費用(保証料)を補助

補助額

本人が負担した額 ※①、②いずれも上限5万円

**申請
方法**

公正証書等の作成日か養育費保証契約の締結日から6か月以内に必要書類を揃えて、こども政策課 窓口へ提出してください。

※令和6年4月1日以後に行った公正証書等の作成や養育費保証契約の締結に要する費用に限ります。

お問い合わせ

〒850-8685 長崎市魚の町4-1 (2階)
長崎市役所 こども政策課 ひとり親支援担当
☎ 095-829-1270



詳しくは、長崎市子育て応援
情報サイト『イーカオ』で検索！

長崎市 養育費確保支援

